

平成28年度青森市指定管理者選定評価委員会（モニタリング調査）会議概要

1 日 時 平成29年3月16日（木）

2 場 所 青森市屋内グラウンド

3 対象施設 青森市屋内グラウンド

4 出席者

（1）青森市指定管理者選定評価委員会

委員長 相馬 紳一郎（元市民政策部理事次長事務取扱 現青森市浪岡事務所副所長）

副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）

委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）

委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部税理士）

委員 横内 修（財務部次長）

（2）指定管理者（スポーツネット青森）

代表企業（株）角弘 取締役管理本部長 鈴木 博幸

会計管理部長 久保 和之

事業統括責任者 町屋 和寿

運営責任者 小田桐 良

（3）施設所管課（教育委員会事務局文化スポーツ振興課）

課長 木村 久美子

主幹 富岡 俊一

主査 澤 拓生

（4）制度所管課（市民政策部政策推進課）

課長 船橋 正明

主幹 高野 新

主査 伊藤 秀人

5 案 件 青森市指定管理者選定評価委員会によるモニタリング調査

6 会議概要 委員長及び各委員から、指定管理者及び施設所管課に対しヒアリング及び実地調査を行い、施設の管理運営状況について評価を行った。

(1) 協定書について

委員長：「第5条 再委託等の制限」について、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により教育委員会の承認を得るとあるが、文書での承認は受けているのか。

指定管理者：管理業務の一部を第三者に委託することで、より専門的かつ効率的な管理業務が可能となることから、協定書第5条第2項に基づき、教育委員会に第三者への再委託の承認依頼を提出し、教育委員会からは、文書による承認を受けている。

(2) 仕様書について

委員長：「(6) 管理に必要な鍵の保管等業務」について、鍵はどのような場所に保管しているのか。

指定管理者：ボタン式暗証番号のキーボックス内に保管しており、終業時には、必ず当該キーボックスに全ての鍵を返却することとしている。

(3) 事業計画書及び事業報告書について

委員長：提案時の事業計画書について「①管理運営全般について」の「a. 管理運営方針」のうち、「建築物保守管理業務」の「ライフサイクルマネジメントの導入とそれに基づく修繕業務」の中で、「さらに、省エネを目的とする改修案や老朽化に対する問題点等を検討し、必要に応じて青森市へ報告・提案します」とあるが、これまで報告・提案された主な内容及びそれらについて、市としてどのように取り扱っているのか、お知らせいただきたい。

施設所管課：施設の老朽化に伴い生じている修繕や改修が必要な箇所については、その状況についてまとめた概要書及び掛かる費用の目安としての見積書により、指定管理者から報告を受けている。所管課においては、報告を受けた内容について、優先度を考慮の上、予算の範囲内で実施可能な修繕については、順次対応しているところである。
また、多額の費用を要する見込みの改修については、市の建築営繕課に改修方法や費用の積算などを相談しており、指定管理者からの報告を、計画的な施設の老朽化対策の基礎として活用しているところである。

委員長：「②管理計画」の「g. 環境保全、負荷低減への取組み」のうち、「地下水の有効活用」及び「常時点灯蛍光灯のLED蛍光灯への交換」については、すでに実施済か。

施設所管課：まず、「地下水の有効活用」に関しては、地下水を汲み上げることにより地盤沈下の恐れもあるということで、検討段階に留まっている。
また、「常時点灯蛍光灯のLED蛍光灯への交換」については、自販機コーナーのうち

半数はLEDに交換した。残りの箇所と他の施設も順次交換する予定としている。

委員長：「③運営について」の「a. 市民の平等な使用を確保するための方針」のうち、「平等な利用を図るための具体的な手法」において、「1) 施設の利用の平等性」として明確なルール設定をするとあるが、具体的に、どのようなルールを設定しているのか。

指定管理者：一例として、利用者からの申し込みが重なった場合には、利用希望者を集めて抽選のうえ利用者を決定することにより、平等性を維持している。また、抽選日に代表者が来れない場合は、代理の方に来てもらうことも可能としており、なるべく申し込みのあった団体が少なくとも月に1回は使えるような仕組みとしている。

委員長：「③運営について」の「c. サービス向上の対策（苦情の対応と防止方法）」のうち、「トラブル未然防止のため内部モニタリングによるチェック機能活用」として、内部モニタリングを実施しているようだが、これまでに内部モニタリングで発見された主な課題と改善への対応実績はどういったものか。

指定管理者：月1回各施設からリーダーと責任者が集まって、施設の報告会を行い、各施設が抱えている問題点等をスタッフ間で共有している。その中で、危険箇所等、施設の巡回チェック表をより細かなものに変更し、不具合箇所の早期発見に努めている。

委員長：平成27年度事業報告書について、提案時に予定していた講座等のうち、実施できなかったもの、また、新たに実施することとしたものはあるか。

指定管理者：「婦人スポーツレクリエーション」と「初心者のためのアーチェリー教室」について実施できていない。「婦人スポーツレクリエーション」は、事業運営の協力団体から、人員不足などを理由に継続的な協力が難しいということで、実施困難な状況となっている。「初心者のためのアーチェリー教室」は、講師の日程調整が困難ということで、別途実施している「実技指導教室」において初心者向けの指導も併せて行うこととしたものである。

委員長：体育事業の開催実績について、前年度と比較した全体の参加者の増減と、その要因についてどう考えているか。

指定管理者：平成26年度から平成27年度にかけて、約4,700人増えている。要因としては、参加枠や対象年齢の拡大、新たな教室の実施など市民のニーズに沿った展開ができたためと考えている。

委員長：平成28年度事業計画書について、これまでの事業実績を踏まえ、工夫した点、あるいは

は改善点はどのようなことがあるか。

指定管理者：参加率が思わしくない教室では、学校の終わる時間を考慮し、開始時間を若干遅らせたり、新たに実施する教室では、無料体験や小額の受講料で気軽に参加できるよう取り組んだりした。

(4) 施設所管課によるモニタリング等の評価結果について

委員長：平成27年度事業報告書等評価結果について、評価項目の「管理について」及び「運営について」において、「要改善」と評価しているが、その後の改善状況はどうか。

施設所管課：評価項目の「管理について」を要改善と評価した理由として、施設の不具合箇所、具体的にはグラウンド照明灯の不点灯が未報告となっていた事例があった。そのため、施設の不具合箇所について、発生月日から対応の進捗状況のリストを作成し、毎月の指定管理事業報告において報告していただくこととした。

また、評価項目の「運営について」を要改善とした理由としては、利用者からの要望、意見の一部について、施設スタッフ内での情報及び意識の共有が図られておらず、所管課にも報告がなかった事例があった。そのため、利用者からの要望、意見については、必ず施設スタッフ内で呈覧し、情報及び意識の共有を図ることを徹底していただくとともに、所管課にも報告のうえ、施設運営に反映していただくこととした。

委員長：「スポーツ施設の改善について」市民意見（H29.2.9）があったが、改善に向けた具体的にどのように対応したか。

指定管理者：市民意見で寄せられたサンドームの施設の不具合に関して、まず、給湯用ボイラーの故障については、早急に不具合箇所であるボイラーの周辺部品の修理を行い復旧したが、結果として、3日間シャワーが使用できない状態となり、利用者にご迷惑をお掛けしたところである。現在、年9回行っているボイラー点検は、これまで、主にボイラー本体部分の点検であったことから、今後においては、本体部分に併せて周辺部分の点検も行うこととし、未然に故障を防ぐ対応を図ることとした。

また、暖房用ボイラー配管からの漏水のため、昨年11月下旬からトレーニング室など施設内各部屋の暖房設備の使用を停止している。そのため、各部屋には代替の暖房器具を設置し、対応しているところである。暖房用ボイラー配管からの漏水は、施設内の配管全体の老朽化が原因であるため、暖房設備の復旧には、配管全体の交換もしくはボイラーを熱源とはしない暖房設備への交換といった広範囲な改修が必要であり、時間を要するが、現在、業者からの改修見積を基に、本市建築営繕課において設計中であり、今後、予算協議を経て、来シーズンには復旧したいと考えている。

サンドームは開館から25年以上経過しており、施設、設備の老朽化も進んでいることから、施設の利用に支障を来さないよう、既に発生している不具合への対応とともに

に、不具合の発生や拡大を未然に防ぐため、これまでより、きめ細やかな点検のチェックリストを作成し、施設スタッフによる日常点検を実施することで改善に取り組んでいる。

(5) その他全般について

委員：平成28年度第2回モニタリングにおいても、各種保守点検業務について「要改善」と評価しているが、これはすでに改善されているか。

施設所管課：当該事案については、教育委員会として注意事項としたところである。これを受け、指定管理者では、まずはチェックリストを作成し、報告漏れのないような体制を作っているところだと聞いている。

委員：モニタリングを行って報告漏れが発見されたということだったが、施設の不備や問題があった時、施設所管課である教育委員会に伝わっていなかった。モニタリングの結果を吸い上げる仕組みが十分ではなかったということだが、どのあたりについて改善する余地があるのか。

指定管理者：まずは、施設の不備等が発生した時点で速やかに施設所管課に報告するというのを徹底していきたいと考えている。

委員：設備に問題がある場合は、すぐに市に報告して、うまく伝わるようにしてほしい。当然だが、利用者の安全が一番大切である。先ほどお聞きした内部モニタリングについても、必ずしもリーダーが集まってからチェックするのではなく、場合によっては、施設ごとで館長が責任を持って対応し、後で共有するケースがあってもいい。利用者の声をきちんと聞き、その上で、館の責任としてできることと、市に相談しないといけないことが出てくると思うが、施設所管課への報告や連絡を綿密にして取り組んでいただきたい。